

STOP!

暴力

他の患者さんにご迷惑を
かけないでください。



診療の妨げにはなりません。
やめましょう。

脅迫罪(刑法222条)

暴行罪(刑法208条)

傷害罪(刑法204条)

当院では「暴力」「迷惑行為」「セクハラ」
等が行われた場合には、診療不可能と判断し
退去・退院していただきます。

浜松医療センター 院長